

様式3号

契 約 の 内 容

施 設 名 福島地方環境事務所

工 事 名	令和7年度中間貯蔵解体廃棄物処分工事（その2）
契 約 年 月 日	令和7年11月5日
契 約 方 法	随意契約
工 事 場 所	福島県双葉郡双葉町及び大熊町 地内
工 事 種 別	建築工事
契 約 業 者 名	五洋建設株式会社 東北支店
契 約 業 者 の 住 所	宮城県仙台市青葉区二日町16番20号
工 期 （ 自 ）	令和7年11月6日
工 期 （ 至 ）	令和8年3月25日
工 事 概 要	(1) 解体廃棄物処分 1) 仮設工 2) 廃棄物処分工（積込み、運搬、処分）
契 約 金 額	金120,780,000円（消費税込）

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

工 事 名	令和 7 年度中間貯蔵解体廃棄物処分工事（その 2）
契約業者名	五洋建設株式会社
随意契約理由	<p>本工事は、「平成 29 年度保管場等整備工事(大熊町・双葉町)」(以下「平成 29 年度保管場等整備」という。)及び「平成 30 年度中間貯蔵に係る保管場設置等工事(大熊町・双葉町)」(以下「平成 30 年度保管場設置」という。)に伴って発生した廃棄物の処理等を目的に行うものである。</p> <p>「平成 29 年度保管場等整備」及び「平成 30 年度保管場設置」では、建物解体と発生した廃棄物処理を進めたが、廃棄物処分場の処理能力による数量の制限等により全数量の処分を行うことができなかったため、未処理の廃棄物を本工事により処分するものである。</p> <p>工事に伴って発生した廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、工事の受注者が排出事業者となり、適正に処理する責任を負うことになる。このため「平成 29 年度保管場等整備」及び「平成 30 年度保管場設置」で発生した廃棄物の処理は、受注者である五洋建設株式会社以外の者が行うことができない。</p> <p>以上のことから、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、競争に付すことなく、五洋建設株式会社と随意契約を締結するものである。</p>